

議案第67号 大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたしま
す。

資料の2ページをご覧ください。まず初めに、施設の概要につい
て説明します。

もともこの建物は昭和63年竣工の消防署施設でしたが、本市
の3Rの啓発等の拠点として、平成25年4月に大津市リサイクル
センター木戸として開所されました。令和5年8月より、管理運営
を、直営から指定管理者に変更しております。

この施設においては、利用人数の伸び悩みのほか、地域のコミュ
ニティ推進にもたらす効果や、地域社会が有するニーズへの適応に
おいて課題があると考えています。

一方で、これからの持続可能な社会の実現のためには、市民にそ
の意識付けを図る機会や拠点が求められているところです。

このことから、持続可能な社会の実現と利用の拡大を目指して、

施設の機能・役割を広げ、設置目的や事業を見直そうとするものです。

資料の3ページをご覧ください。

近年は、気候変動問題への対応から、地球温暖化対策の重要性の高まりとともに、資源循環の取組をより一層、進めることが求められております。

資源循環の取組を進めるため、製品の廃棄段階における取組である「3R」だけではなく、生産・消費段階における取組である「Renewable（リニューワブル）」が提唱されています。Renewableは「再生可能な」の意味で使用され、再生可能資源とは、木材などバイオマス資源のことを指します。プラスチックなど、石油由来のものは、再生可能資源とは言えません。

これまでは、製品の廃棄段階に着目し、ごみを出さない、ごみにしない循環型社会を目指してきたのに対し、近年は、経済活動における製品の生産、消費段階から資源の使用を抑えて、経済的な付加価値をもたらす循環経済を目指すとされています。

これらのことを踏まえますと、持続可能な社会の実現を見据えて、資源の適正な利用も含めた、資源循環の取組をさらに推進していく必要があります。本市総合計画第3期実行計画においても、循

環経済の進展とともに3Rの取組の更なる発展の必要性を掲げています。

資料の4ページをご覧ください。

施設の目的と事業内容ですが、ごみ減量、リユース、リサイクルの3Rの推進に加え、持続可能な社会を見据えた資源の適正な利用にかかる様々な活動の機会を提供し、意識を共有できる人が集まる拠点にしようとするものです。

今現在行っております、3R教室（不用物のリメイク）の開催、子ども服の展示・譲渡（リユース）、3R実践グループへの貸室に加えまして、有用な資源である木材の利用等、資源を長く大切に使う心を育む機会を提供します。

資料の5ページをご覧ください。

新たに加える取組ですが、持続可能な社会の実現を見据えた資源の適正な利用にかかる多様な活動を行うことができる施設とし、事業内容を充実させることにより、市民の利用が進み、利用人数の増加と持続可能な社会づくりへの意識の広がりにつながることを期待できます。

事業内容の追加にあたりましては、木材等の資源の利用に関する啓発を主な目的とした加工室を整備いたします。長く使える加工品

の価値に対する理解を進め、物を大切にすることを高めることで、廃棄物の発生が抑制され、SDGsのゴールの一つである「持続可能な生産消費形態の確保（目標12「つくる責任つかう責任」）」が進展するものと考えております。

資料の6ページをご覧ください。

施設の改修につきましては、過去に消防署の車庫として利用されており、現在は特定の利用目的がないスペースを作業場として改修し、木材加工機械の設置ができるようにいたします。具体的には、床や天井、照明器具、空調設備などの設置を考えております。新年度当初予算案におきましては、設計業務等委託費として250万円、工事請負費で3900万円を計上させていただいております。

資料の7ページをご覧ください。条例改正の内容です。

①施設の名称につきましては、持続可能な社会の実現を見据えていくものとして、施設名称を変更します。施設名称の「さすてな」はサステナブル（持続可能な）が意識されるようにしたものであり、将来にわたり健全な状態で存続できる社会をイメージしています。資源を有効かつ大切に使い、健全で豊かな環境を未来の世代へつなぐ理念が伝わるようにし、持続可能性を見据えた活動の拠点としての印象を重視いたしました。

②設置目的は、これまでの「資源の有効利用」、「廃棄物の減量」にとどまらず、持続可能性を見据えながら、循環型社会の形成の推進を明確に掲げるものとしたします。

③事業の内容につきましても②と同様に、「廃棄物の減量」等に限定せず、「資源循環の促進のための取組」という大きな枠組みで位置付けます。

なお、施行日は指定管理者の更新の時期と合わせて、令和8年4月を予定しております。

資料の8ページをご覧ください。

最後に、今後の管理運営の方向性について、ですが、引き続き、指定管理者を選任し、施設の適切な管理運営に努めてまいります。業務の内容、基準費用の算定、指定管理者の選定等の手続を経た後、令和7年度内に、指定管理者に関する議案を提出する予定です。

追加を予定しております、木材等加工活動事業に関しての検討としては、一点目としましては、指定自主事業とし、木材を利用した創作活動のほか、教室の開催等の実施を検討すること、二点目としましては、木材加工活動の運営や内容について、指定管理者からの提案を求めることを念頭に検討すること、三点目としましては、所

要となる費用の算定や業務の位置づけなどについて、今後、詳細な検討を進めていくこととしています。

以上で資料の説明を終わります。